

出題年月	貨物自動車運送事業法関係で点呼やIT点呼に関する出題
平成29年3月 (平成28年度2 回目：貨物)	<p>【問題】問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。</p> <p>【選択肢】</p> <p>1. 運行管理者の補助者は、運行管理者の指導及び監督のもと、事業用自動車の運転者に対する点呼の一部(点呼を行うべき総回数の3分の2未満)を行うことができる。</p> <p>2. 乗務前の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話やその他の方法)により行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該事業者は、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行う事が出来る。</p> <p>3. 貨物自動車運送事業者は、運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法により点呼を行うことができるが、営業所と当該営業所の車庫が離れている場合は、運行上やむを得ない場合に該当しないので、対面により点呼を行わなければならない。</p> <p>4. 2日間にわたる運行(1日目の業務が営業所以外の遠隔地で終了し、2日目の乗務開始が1日目の乗務を終了した地点となるもの。)については、1日目の乗務後の点呼及び2日目の乗務前の点呼のいずれも対面で行うことができないことから、2日目の乗務については、乗務前の点呼及び乗務後の点呼(乗務後の点呼は対面で行う。)のほかに、当該乗務途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼(中間点呼)を行わなければならない。</p> <p>【解答】4</p>
平成30年8月 (平成30年度第 1回：貨物)	<p>【問題】問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、正しい物をすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、回答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。</p> <p>【選択肢】</p> <p>1. 乗務前の点呼は対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行わなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該事業者は、国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>2. 乗務終了後の点呼においては、「道路運送車両法第47条の2第1項及び第1項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認」について報告を求め、及び確認を行う。</p> <p>3. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあっては、当該事業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の3分の1以上でなければならない。</p> <p>4. 運転者が所属する営業所において、アルコール検知器により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、当該営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならないが、当該アルコール検知器が故障等により使用できない場合は、当該アルコール検知器と同等の性能を有したものであれば、当該営業所に備えられたものでなくてもこれを使用して確認することができる。</p> <p>【解答】1. 3</p>
令和2年8月 (令和2年度第 1回：貨物)	<p>【問題】問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。</p> <p>【選択肢】</p> <p>1. 次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者の営業所にあつては、当該営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器を用いた点呼(以下「IT点呼」という。)を行うことができる。</p> <p>① 開設されてから3年経過していること。</p> <p>② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則第2条に規定する事故を発生させていないこと。</p> <p>③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。</p> <p>④ 貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること。</p> <p>2. 同一事業者内の全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(Gマーク営業所)でIT点呼を実施した場合、点呼簿に記録する内容を、IT点呼を行う営業所及びIT点呼を受ける運転者が所属する営業所の双方で記録し、保存すること。</p> <p>3. 貨物自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。</p> <p>4. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあっては、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも2分の1以上でなければならない。</p> <p>【解答】4</p>
令和2年8月 (令和2年度第 1回：旅客)	<p>【問題】問4 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。</p> <p>【選択肢】</p> <p>1. 次のいずれにも該当する一般旅客自動車運送事業者の営業所にあつては、当該営業所と当該営業所の車庫間で点呼を行う場合は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼(以下「旅客IT点呼」という。)を行うことができる。</p> <p>① 開設されてから3年を経過していること。</p> <p>② 過去3年間所属する旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則第2条に規定する事故を発生させていないこと。</p> <p>③ 過去3年間自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分又は警告を受けていないこと。</p> <p>2. 旅客IT点呼を行うことができる「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であつてそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。</p> <p>3. 旅客自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。</p> <p>4. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあっては、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも2分の1以上でなければならない。</p> <p>【解答】4</p>